

変更前	青森総合流通団 地協同組合連合 会		倉田 丈裕	青森市大字野木字野 尻三七の四九八	平成三・九・二
変更後	有限会社工藤ガ ソリン店		藤本 和成	黒石市大字下山形字 村下九七の三	平成三・三・二
変更前	工藤 武次郎	工藤 誠人			

青森県告示第二百七十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五後段の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
青森アポ口株式会社	森 政則	青森市古川一丁目一四の五	平成三・六・三〇
マルニ石油株式会社	珍田 慶治	青森市桂木四丁目五の六	三・七・三

青森県告示第二百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
菜の花クリニック 野辺地調剤薬局	上北郡横浜町字三保野一四五の一 上北郡野辺地町字鳴沢九の九	平成三・三・六 "

青森県告示第二百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
菜の花クリニック 野辺地調剤薬局 よこはま薬局	上北郡横浜町字寺下八一の二 上北郡野辺地町字鳴沢九の九 上北郡横浜町字寺下七五の一	平成三・三・一 " "

青森県告示第二百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 つがる三和会	名 称	介 護 予 防 事 業 者
九和字上恋塚一	主たる事務所の所在地	
弘前市大字三		介 護 予 防 事 業 所
訪問介護	類 別	介 護 予 防 事 業 所
ホームヘルプ ステーション	名 称	
弘前市大字茜	所 在 地	
一町二丁目一の 八		指 定 年 月 日
平成 三・二・一		

青森県告示第二百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
まごころ 介護 合同会社	弘前市大字 樹木一丁目 六の五	居 宅 介 護 事 業 者
弘前市大字 中野一丁目 一〇の一三		主たる事務所の所在地
訪問介護		居 宅 介 護 事 業 所
まごころ 介護	弘前市大字 樹木一丁目 六の五	名 称
弘前市大字 中野一丁目 一〇の一三		所 在 地
平成 三・二・一五		変 更 年 月 日

青森県告示第二百七十七号

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
まごころ 介護 合同会社	弘前市大字 樹木一丁目 六の五	介 護 予 防 事 業 者
弘前市大字 中野一丁目 一〇の一三		主たる事務所の所在地
訪問介護		介 護 予 防 事 業 所
まごころ 介護	弘前市大字 樹木一丁目 六の五	名 称
弘前市大字 中野一丁目 一〇の一三		所 在 地
平成 三・二・一五		変 更 年 月 日

青森県告示第二百七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
合同会社 まごころ介護	合同会社 まごころ介護	名 称	居宅介護支援事業者
弘前市大字中野一丁目一〇〇	弘前市大字樹木一丁目六の五	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
まごころ介護	まごころ介護	名 称	居宅介護支援事業所
弘前市大字中野一丁目一〇〇	弘前市大字樹木一丁目六の五	所 在 地	居宅介護支援事業所
平成 三・二・二五	平成 三・二・二五	変 更 日	

青森県告示第二百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の所在地
財団法人鷹揚郷訪問看護ステーション桜ケ丘	財団法人鷹揚郷訪問看護ステーション桜ケ丘
訪問看護	訪問看護
財団法人鷹揚郷訪問看護事業所	財団法人鷹揚郷訪問看護事業所
弘前市大字小沢字山崎九〇	弘前市大字桜ケ丘二丁目二の四
平成 三・三・三	平成 三・三・三
廃 止 日	

医療法人なかざわ整形外科	八戸市湊高台二丁目一二の二	訪問看護	なかざわ整形外科リハビリクリニック
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
シビリオンテール	シビリオンテール	シビリオンテール	シビリオンテール
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
八戸市湊高台二丁目一二の二	八戸市湊高台二丁目一二の二	八戸市湊高台二丁目一二の二	八戸市湊高台二丁目一二の二
平成 三・三・三	平成 三・三・三	平成 三・三・三	平成 三・三・三
廃 止 日			

青森県告示第二百八十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者
主たる事務所の所在地	介護予防事業者の所在地
財団法人鷹揚郷訪問看護ステーション桜ケ丘	財団法人鷹揚郷訪問看護ステーション桜ケ丘
介護予防	介護予防
財団法人鷹揚郷訪問看護事業所	財団法人鷹揚郷訪問看護事業所
弘前市大字小沢字山崎九〇	弘前市大字桜ケ丘二丁目二の四
平成 三・三・三	平成 三・三・三
廃 止 日	

医療法人なかざわ整形外科	八戸市湊高台二丁目二番	介護予防センター	なかざわ整形外科クリニック	八戸市湊高台二丁目二番	"
--------------	-------------	----------	---------------	-------------	---

青森県告示第百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	新井田クリニックス居宅介護支援センター	八戸市新井田西二丁目一の二五	平成三・四・一

青森県告示第百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
小坂 如禪	八戸市高州二丁目二番二	小坂接骨院	八戸市高州二丁目二番二	平成三・三・一
小笠原 章雄	八戸市一番町一丁目一の三	小笠原整骨院	八戸市一番町一丁目一の三	三・一・一

青森県告示第百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
医療法人社団クロス・トゥ・ユー・エス・ティクリニックス2	弘前市大字福村字新館添二〇の五	腎移植に関する医療	平成三・四・一
三本木薬局	十和田市西十二番町一七の三		"

青森県告示第百八十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

須藤 直行	松田 泰徳	氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
院 構 獨 立 行 政 法 人 勞 働 者 健 康 福 祉 機 構 青 森 労 災 病 機 構	院 八 戸 市 立 市 民 病 院	名 称	所 在 地	消 化 器 内 科 ・ 内 科 (ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 障 害) 肝 臓 機 能 障 害	平 成 三 〇 一 一
八 戸 市 大 字 白 銀 町 字 南 ヶ 丘 一	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一			循 環 器 内 科 (心 臓 機 能 障 害)	"

青森県告示第百八十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第百八十六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十二日

第一号の表中

青森県知事 三 村 申 吾

所 県 庁 支 店 県 病 出 張 所	所 県 庁 支 店 県 病 出 張 所	所 県 庁 支 店 県 病 出 張 所	所 県 庁 支 店 県 病 出 張 所
青 森 市 東 造 道 二 丁 目	青 森 市 東 造 道 三 丁 目	八 戸 市 大 字 田 向	八 戸 市 南 類 家 一 丁 目
を	に	を	に 改 め る。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十二年三月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域雇用推進機構
- 三 代表者の氏名
福土 晋也
- 四 主たる事務所の所在地
青森市富田三丁目一七の二九 ニューワー〇六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域において働く希望を持つ若年者の雇用対策の企画・立案及び事業の実施を通して、地域における若年者の安定雇用を推進し、ひいては地域経済の活性化に資する事を目的とする。

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時
(三戸町) 平成二十二年五月十三日 午前十一時から
(南部町) 平成二十二年五月十三日 午後一時三十分から

二 開催の場所

(三戸町) 三戸町役場 四階大会議室

三戸郡三戸町大字在府小路町四三

(南部町) 南部町役場本庁舎 三階中会議室

三戸郡南部町大字苫米地字下宿二三の一

三 案件

三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案(以下

「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、三戸町及び南部町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年四月二十六日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

三戸町ふるさと農村課 三戸郡三戸町大字在府小路町四三

南部町企画調整課 三戸郡南部町大字苫米地字下宿二三の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立つた都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

三戸町ふるさと農村課

南部町企画調整課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十三日から同月二十六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年五月十一日 午後一時三十分から

二 開催の場所

階上町役場 二階第二会議室 三戸郡階上町大字道仏字天当平一の八七

三 案件

階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、階上町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年四月二十六日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の
階上町建設課 三戸郡階上町大字道仏字天当平一の八七

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、
一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を
対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立つた都市の将来像を明確にす
るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお
ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
階上町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十三日から同月二十六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する
同法第十八条第十六項の規定により、解散した平館村土地改良区から、次のとおり清
算人の退任の届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八
条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年四月十二日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

氏 名	住 所	退任の年月日
田村 力	東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢一〇の四	平成三・一五
若佐 勉	字平館根岸湯の沢三二七の二	"
前田 清秀	字平館野田鳴川一三〇	"
福井 敏行	字平館門の沢八八	"
鷲尾 二三夫	字平館野田鳴川二三一	"
木村 梅吉	字平館野田山下一〇二の二二	"
高坂 英男	字平館後田五〇	"
米谷 茂樹	字平館根岸山居八二	"
藤田 寿逸	字平館野田鳴川三七の一	"
藤田 實	字平館野田山下一四四の五	"
藤田 千歳	字平館野田一四三の二	"
高坂 義弘	字平館後田七二	"

正 誤

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ジペー 段	行	誤	正
平成三・四・一 号外第三二一号	教育委員 会訓令甲	第六号	五	後ろから 五	第十九号	第十九号

教育庁職員福利課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ジペー 段	行	誤	正
平成三・四・一 号外第三二一号	教育委員 会訓令甲	第八号	六	後ろから 一〇	第十九号	第十九号

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭